

# ラーケーションの日の申請方法(令和6年度版)

<利用できる日数・期間、給食を欠食処理できる期限などに、昨年度から変更があります>

## 1 どんな目的で利用できるの？

- (1) ラーケーションの日は、平日だからこそできる家庭での主体的な学び・体験を応援するために、愛知県が設けた制度です。
- (2) 下記のような家庭での学びのために、有効に利用しましょう。
  - ① 文学や歴史など文化に関すること
  - ② 自然や環境など科学に関すること
  - ③ 音楽や美術などの芸術に関すること
  - ④ スポーツや生活などの健康に関すること
  - ⑤ その他の体験的・探究的・奉仕的な活動など

## 2 いつ・何回申請できるの？

- (1) ラーケーションの日は、事前に申請しなければなりません。
- (2) 令和6年度は**4月30日～3月24日までの間に、合計3日申請**することができます。
- (3) 1日ずつでも、複数日連続でも申請できます。
- (4) 学校行事などを年間計画や学年通信で確認し、計画的に申請しましょう。  
※ **11月22日**は県民の日・学校ホリデーのため、学校休業日となっています。

## 3 出席日数や授業の補充はどうなるの？

- (1) ラーケーションの日は欠席扱いになりません。
- (2) 当日の授業の補充は行いません。授業内容は家庭で学習しましょう。

## 4 給食はどうなるの？

- (1) 下表の期限までにラーケーションの申請があった場合、自動的に欠食処理します。
- (2) 期限後の申請は欠食できませんのでお気を付けください。
- (3) 欠食分の返金は、翌月以降にゆうちょ口座へ返金します。(振込手数料は保護者負担)

| ラーケーションの日  | 欠食処理できる申請期限                     |
|------------|---------------------------------|
| 4月30日～5月2日 | <b>4月10日～4月23日</b> の間に申請してください。 |
| 5月7日～3月24日 | 各月とも、 <b>前月24日</b> までに申請してください。 |



## 5 どうやって申請するの？

- (1) 右のQRコード (<https://forms.office.com/r/mK7FK8q53q>) を読み取り、質問に答えながら申請してください。
- (2) 当日の出席確認のため、QRコードからの申請とあわせて、**保護者連絡アプリでの欠席連絡も忘れずに行ってください。**  
※ 保護者連絡アプリの移行作業のため、「**すぐーる**」を登録するまでは、引き続き「**t e t o r u**」で欠席連絡してください。  
※ 「**すぐーる**」では「**欠席連絡**」から「**都合欠**」を選択し、備考欄に「**ラーケーション**」と入力してください。
- (3) 兄弟・姉妹については、お手数でもそれぞれで申請してください。

### <申請後の変更・取り消しの注意事項>

- ① 申請後に変更したい場合、申請を取り消したい場合には、**電話**で、できるだけ早く学校へご連絡ください。
- ② 申請日の3日前(土日祝日を含まず)を過ぎると給食を復活できません。その際には、**弁当持参**となることをご了承ください。(例)水曜日の申請を取り消す場合は前週の金曜日まで

# 県民の日 学校ホリデー

「県民の日学校ホリデー」は、**家庭及び地域における体験的な学習活動、その他の学習活動のための学校休業日**です。

地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に、家族などと一緒に参加することで、愛知への愛着と県民としての誇りをもつ契機とすることを目的としています。

保護者の皆様も、ぜひこの機会にお休みを取り、家族と一緒に秋の一日をお楽しみください。



- ◆ 公立学校(幼稚園・小中学校・高等学校・特別支援学校)では、11月21日から27日までの「あいちウィーク」期間中の1日が、休みになります。

<今年の岩倉市の学校ホリデーは、11月22日です>

| 木         | 金                   | 土            | 日  | 月  | 火  | 水          |
|-----------|---------------------|--------------|----|----|----|------------|
| 11/<br>21 | 学校ホリデー<br><b>22</b> | 勤労感謝の日<br>23 | 24 | 25 | 26 | 県民の日<br>27 |

あいちウィーク

- ◆ 「あいちウィーク」期間中には、親子で楽しめるイベントが行われたり、美術館や博物館などの公共施設の入場料が割引になったりします。

愛知県教育委員会  
岩倉市教育委員会

# 県民の日 学校ホリデー

## Q & A



**Q** 「学校ホリデー」は、いつ、どのような理由で作られたのですか。

**A** 県政150周年のレガシーとして、令和5(2023)年から、11月27日が「あいち県民の日」となりました。これを契機に、家族と子どもと一緒に過ごすことができる環境づくりにつなげるため、創設されました。

**Q** 「学校ホリデー」が休みになるのは、どのような学校ですか。

**A** 県内の公立学校(幼・小中・高等・特支)が休みとなります。私立の幼稚園や学校については、それぞれの園や学校にご確認ください。

**Q** 「学校ホリデー」の日は、県内で統一しないのですか。

**A** 行事などの予定は様々であるため、学校や市町村ごとに休業日を決定しています。

**Q** 学校が休みになっても、親は休みが取れません…。

**A** 県から市町村に協力を求め、児童クラブ等の開所など、子供たちの居場所づくりに努めます。

**Q** 「あいちウィーク」中にはどのようなイベントが予定されていますか。

**A** 愛知の食や観光といった魅力を体験・紹介するイベントや愛知県出身の著名人によるトークショーなど、親子で楽しめるイベントを開催する予定です。詳しくは、「あいち県民の日・あいちウィーク特設サイト」をご覧ください。



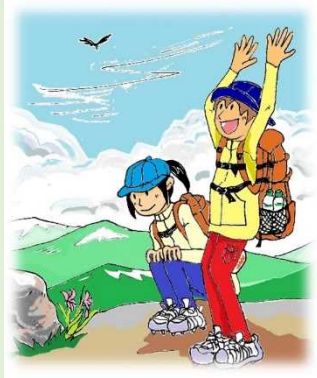
あいち県民の日・  
あいちウィーク特設サイト

**Q** 「学校ホリデー」は 保育園でも実施されますか。

**A** 保育園は、保護者の就労等により、保育が必要となる子供のための児童福祉施設であることから、実施しません。

ラーニング バケーション  
Learning(学び) + Vacation(休暇) = ラーケーション

# ラーケーションの日



愛知県の「ラーケーションの日」は、みなさんにおうちの方と話し合いながら、「学びたい!」という気持ちを育ててほしいという思いでつくった制度です。

## ◆ 「ラーケーションの日」とは、どのような日ですか？

「ラーケーションの日」は、おうちの人と一緒に、自分の体験したいことや学びたいことを、平日に行うことができる日です。学校に登校しなくても、「欠席」にはなりません。年に3日まで取ることができます。



## ◆ 子どもだけで活動してもよいですか？

「ラーケーションの日」は、家族等と一緒に活動する日であるため、子どもだけの活動は認めていません。おうちの方と一緒に計画を立てて活動してください。

## ◆ 親は、なかなか休みが取れないのですが・・・。

「ラーケーションの日」は、おじいちゃんやおばあちゃんや、成人した兄姉などと取ることも可能です。また、必ず取らなければならないということもありません。



## ◆ 「ラーケーションの日」には、例えばどのようなことができるのですか？

「ラーケーションの日」には、様々な活動ができます。どのような活動ができるのか、どうやって「ラーケーションの日」を取ればよいのかなど、興味をもった人は、おうちの方に配った「保護者用リーフレット」を見たり、右の二次元コードから、「ラーケーションポータルサイト」を見たりしながら、おうちの方と話し合ってください。



「ラーケーションの日」  
ポータルサイト



愛知発の新しい学び方

# 「ラーケーションの日」

ラーニング                      バケーション  
Learning (学び) + Vacation (休暇)



愛知県では、未来につながる家庭での主体的な学び・体験的な学びを応援するために、昨年度、「ラーケーションの日」を設けました。

子供の学び(ラーニング)と、保護者の休暇(バケーション)を組み合わせた、平日だからこそできる学校外での学習活動を、ぜひ子供と一緒に計画してみませんか。

令和6年4月  
愛知県教育委員会  
岩倉市教育委員会

## ラーケーションの日とは

愛知県全体の「休み方改革」プロジェクトの中で生まれた「ラーケーションの日」は、

子供が保護者等とともに、平日に、校外(家庭や地域)で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日です。

校外での自主学習活動であるため、学校に登校しなくても欠席とはならず、「出席停止・忌引等」と同じ扱いとなります。保護者等の休暇に合わせ、年に3日まで取ることができます。

## ラーケーションの日 活動例

「学びのキーワード」や、下記の活動例を参考に、「何について学ぶか」を事前に子供と話し合うことから「ラーケーションの日」は始まります。学校外でしかできない学びを、子供と一緒に計画しましょう。

### ■ 学びのキーワード ■

自然・科学・環境・実験・観察・産業・スポーツ・文化・芸術・歴史・地理・伝統芸能・国際理解・福祉・SDGs・見学・創作・鑑賞・キャリア…

### 再発見！ 地域の史跡を巡ろう

平日は史跡をじっくり見学したり、ガイドさんから詳しく話を聞いたりできます。

地元や近隣にも意外と史跡はあるものです。



### 見つけた！ 公園の植物を調べよう

庭や公園で見つけた植物について親子で一緒に調べてみましょう。

学びのきっかけは身近なところにもたくさんあるはずです。



### 収穫の喜び 家族と収穫体験をしよう



私たちが口にしている野菜は、どのように育てているのでしょうか。収穫体験など、ふだんできないことを家族で体験してみましょう。

### 親子で芸術家 お互いのよさを比べ合おう



素敵な風景は自宅から近いところにもあふれています。

家族みんなで絵をかき、お互いのよさを比べてみましょう。

### 五感を使って 自然と仲良くなろう

景色を味わう、鳥の声を聴く、空気を感じる…みんなで、自然に親しんではどうでしょう。

自然から学ぶことはたくさんあります。



### 気分はシェフ 授業で学んだことを生かそう

家庭科の授業等で学んだことを生かし、料理に挑戦しましょう。

家族だけのオリジナルレシピが完成するかもしれません。



# ラーケーションの日 届け出の流れ

## 1 計画を立てる

子供と一緒に、「ラーケーションの日」の計画を立てる。

### 計画すること

- ① 活動する日 ② 活動する場所 ③ 学ぶこと

<留意すること>

- 年に3日まで取ることができます。
- 保護者等と一緒に活動する必要があります。
- 受けられない授業の内容は、家庭で自習をします。
- 身近な場所にも「学びの種」はありますので、必ずしも遠くに出かける必要はありません。

※ 県の Web ページ「ラーケーションの日」ポータルサイトには、計画づくりに活用できる「ラーケーションカード」や、様々な学びを体験できるスポットを紹介していますので、参考にしてください。



「ラーケーションの日」  
ポータルサイト

## 2 届け出る

各学校より「ラーケーションの日の申請方法(令和6年度版)」が配布されます。

<留意すること>

- 事前の届け出が必要です。

申請開始日、申請方法、給食の欠食処理など

詳しくは 学校より配布される

「ラーケーションの日の申請方法(令和6年度版)」

をご確認ください。

## 3 ラーケーション

子供と一緒に、校外で体験や探究の学び・活動を行う。

## 4 振り返る

学んだことについて子供と話し合ったり、次回の計画を考えたりする。



## Q1 愛知県は、どうして「ラーケーションの日」を作ったのですか。

A1 愛知県「休み方改革」プロジェクトでは、県全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域の活性化を目指しており、その一環として「ラーケーションの日」が生まれました。総務省の調べでは、土曜日に働いている方が約45%、日曜日に働いている方が約30%おられ、休みの日に子供と一緒に過ごすことが難しいご家庭が少なくありません。そうしたご家庭でも、平日に、子供と一緒に学び、活動することができるよう、「ラーケーションの日」を作りました。

## Q2 「ラーケーションの日」を連続して取ることはできますか。また、残った日数は、次の年に繰り越すことはできますか。

A2 「ラーケーションの日」を連続して取ることはできますが、残った日数を次年度に繰り越すことはできません。

## Q3 「ラーケーションの日」に、どこかへ旅行に出かけてもよいのですか。

A3 ラーケーションは、ラーニング(学び) + バケーション(休暇)ですので、学びの要素が必要です。学びの要素があれば、旅行に出かけることもできますが、大切な授業の代わりの活動ですので、家庭でよく話し合っって計画を立ててください。なお、どこかへ出かけなくても、ラーケーションは可能です。

## Q4 どのような活動であればラーケーションになるのですか。

A4 ラーケーションは、①保護者と一緒に行く、②体験や探究の学び・活動です。そのため、①②を満たす活動がラーケーションということになります。「ラーケーションの日 活動例」や、「学びのキーワード」などを参考にして、子供と話し合い、「何を学ぶか」をはっきりさせる必要があります。身近な場所にも、学びの種はたくさんあるはずですよ。

### <お問い合わせ先>

- |              |                |              |
|--------------|----------------|--------------|
| ■ 制度全般に関すること | 愛知県教育委員会 義務教育課 | 052-954-6799 |
| ■ 届け出等に関すること | 岩倉市教育委員会       | 0587-38-5818 |
|              | 岩倉市立岩倉中学校      | 0587-37-1208 |